

第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会 意見具申 骨子（案）

～東京都福祉のまちづくり推進計画策定の基本的な考え方～

第14期東京都福祉のまちづくり推進協議会意見具申について

年齢、性別、国籍、個人の能力等に関わらず、誰もが外出や活動を楽しむことのできるハード・ソフト一体的な「ユニバーサルデザインのまちづくり」が社会に浸透することを目指し、都におけるこれまでの施策の成果を踏まえ、次期推進計画策定に向けた今後の主な課題と方向性を検討し、意見をまとめる。

構成案

第1章 都におけるバリアフリー化の進捗状況

- 1 社会的な背景・状況
- 2 国等の動向
- 3 東京都福祉のまちづくり推進計画事業の主な実施状況
- 4 福祉のまちづくりに関する都民の意識調査の結果

第2回専門部会で審議

第2章 都における福祉のまちづくりの今後の主な課題

- 1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進
- 2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備
- 3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築
- 4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進
- 5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

今回、骨子を審議（P3～P7）

第3章 推進計画の策定に向けた基本的事項

- 1 推進計画の目標と計画期間
- 2 施策の体系
- 3 スパイラルアップの仕組みによる計画の進行管理

今回、骨子を審議（P8～P9）

第2章 都における福祉のまちづくりの今後の主な課題

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

全ての人が安全で快適に移動するための環境の整備やサービスの提供、わかりやすい情報提供等を推進する。

(1) 交通機関におけるソフト・ハード両面からのバリアフリーの推進

現 状

※令和3年度末時点

① 都内鉄道駅（ＪＲ・私鉄・メトロ・都営地下鉄）

- 1 ルート確保、誘導用ブロック・車椅子利用者対応トイレ設置をほぼ全駅で達成
- 都内の鉄道駅のホームドア整備率は全体で約5割。ＪＲ・私鉄駅の整備率は約3割、地下鉄駅では、整備率8割超
- ホームドア整備及び複数の出入口や乗換経路でのバリアフリールート確保などについて、都は補助事業を活用し整備を促進
- 利用者本位のターミナル駅の実現に向けた案内サインについて、新宿・渋谷・池袋、東京、品川等のターミナル駅で改善

② バス（都営・民間）・タクシー

- 路線バス車両のノンステップ化がほぼ完了 ○ 都営バス停留所の上屋・ベンチ等を整備（上屋1,578棟・ベンチ1,146基）
- 観光バス等のリフト付き車両の導入を促進 ○ UDタクシー車両が都内のタクシー約4万台のうち約1万4千台まで普及

課 題

※次期計画で追加要素を含む項目

① 都内鉄道駅

- 駅周辺や駅の特性を考慮した乗換経路等におけるバリアフリールートの・複数化
- ホームドアの整備促進、ホームと車両の段差・隙間の縮小 ※
- ユニバーサルデザインのトイレ整備（機能分散、介助用ベッド、男女共用トイレ、フラッシュライト等） ※
- 案内設備の充実（ピクト表示、音声案内装置・誘導用ブロック、サイネージによる運行情報等） ※
- 事業者間で連携した案内サインの改善（乗換経路、近隣トイレ等）
- BF設備のウェブサイト等でのわかりやすい情報提供（BFルート、トイレ、ホーム上の単独乗降可能位置等） ※
- 駅員による合理的配慮の提供（乗降介助、券売機・無人改札口等での遠隔対応、接遇向上研修等） ※

② バス・タクシー等

- 地域公共交通の区市町村支援に係る充実・強化 ※
- 観光バス・空港アクセスバスでのリフト・EV付き車両の導入促進
- 乗務員による合理的配慮の提供（乗降介助、接遇向上研修等） ※
- 乗降客による心のバリアフリーの実践に向けた広報（車椅子利用者・ベビーカーの乗降等） ※

1 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

(2) 道路におけるバリアフリー化

現 状

※令和3年度末時点

- 都道での歩道の段差解消・勾配改善・誘導用ブロック等について計画的に整備（対象延長180 kmのうち142 km整備）
- 重点整備地区等の交差点において、エスコートゾーン(746か所)、視覚障害者用信号機(2,932か所)等を整備
- 無電柱化や連続立体交差事業等と一体的に整備

課 題

※次期計画で追加要素を含む項目

- 駅、生活関連施設を結ぶ都道での歩道のバリアフリー化
- 区市町村道での歩道のバリアフリー化支援
- 複数の道路管理者や交通管理者が連携した誘導用ブロック・エスコートゾーン等の連続性の確保 ※
- 横断歩道橋や既設道路橋におけるEV設置等のバリアフリー整備 ※
- ウェブサイト等での歩行空間に関するバリアフリー情報の提供、オープンデータ化に向けた検討 ※
- 駅前放置自転車対策等と連動した誘導用ブロック等の適正利用に向けた普及啓発

(3) 面的なバリアフリー整備

現 状

※令和3年度末時点

- マスタープラン(3区2市)・BF基本構想(21区10市・96地区) について、区市町村が策定し、地域住民とも連携して面的なBF整備を実施
- 市街地再開発事業、土地区画整理事業、都市開発諸制度の運用等と一体的に推進

課 題

※次期計画で追加要素を含む項目

- マスタープラン（促進地区）、BF基本構想（重点整備地区）の未策定地区等への効果的な支援
- 「面的なバリアフリー化を進めるための支援制度活用の手引きの活用（事例や活用可能な補助制度を紹介）」 ※
- 面的整備の仕組みを活かした、既存民間施設のBF化や心のバリアフリーの理解促進 ※
- 各エリアのまちづくり方針等に基づく面的なバリアフリー整備 ※

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

多様な利用者にとって使いやすい環境の整備やサービスの提供、わかりやすい情報提供等を推進する。

(1) 建築物等におけるソフト・ハード両面からのバリアフリーの推進

現 状

- 法令に基づく適合義務基準に加え、バリアフリー法認定、福まち条例適合証により新設等の際により高い水準へ誘導
- 都や区市町村のスポーツ施設、都庁舎、都立の学校・文化施設等で、新設・改修の際に当事者の意見も踏まえて整備
- 宿泊施設の車椅子使用者用客室・BF条例に基づく一般客室のBF改修等を支援(R1～3:143件)、約3,200室を確保

課 題

※次期計画で追加要素を含む項目

- 都有施設の改修・改築に伴うバリアフリー化
- 東京2020大会の水準を継承したスポーツ施設等の改修 ※
- 公共施設等での当事者参画によるBF整備やUDトイレづくりに係る好事例の波及、包括補助事業等での活用
- 宿泊施設での車椅子使用者用客室・改正BF条例に基づく一般客室の一層の確保
- 小規模店舗・商店街等でのバリアフリー化・店員の接遇向上支援等 ※
- BF設備のピクト・文字・音声・多言語等による情報保障、ウェブサイト等での情報提供・オープンデータ化の促進
- 子育て世帯に配慮した環境整備の促進
- 車椅子使用者用駐車施設（幅3.5m）・優先駐車区画に係る普及啓発の強化※

(2) 公園等におけるソフト・ハード両面からのバリアフリーの推進

現 状

- 都立公園・河川、海上公園、自然公園、区市町村立公園において、園路の勾配改善・拡幅、スロープ・手すり設置、誘導用ブロックの設置、トイレでの洋式化やオストメイト用設備・乳幼児用設備の設置等を推進
- 都立公園や区市町村立公園におけるユニバーサルデザイン遊具の整備を推進

課 題

※次期計画で追加要素を含む項目

- 都立公園等の新規開園や改修等に伴うバリアフリー化を引き続き推進
- ユニバーサルデザインのトイレ整備（機能分散、介助用ベッド、フラッシュライト等） ※
- 公園施設のBF設備のピクト・文字・音声・多言語等による情報保障、ウェブサイト等での情報提供等 ※

2 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

(3) 公共住宅の整備・民間住宅の整備促進

現 状

- 公共住宅や民間住宅において、ハード面のバリアフリー化のほか、福祉サービスと連携した住宅供給を促進
- 高齢者や障害者の居住する住宅の改修を支援するなど、高齢者や障害者が安全で安心して暮らせる住環境を整備

課 題

※次期計画で追加要素を含む項目

- 都営住宅等の建替えに加え、既設住宅でのEV等整備や浴室・トイレの手すり設置等のBF改修を更に推進
- 居住する場所を選べるよう、高齢者、障害者や子育て世帯に配慮した民間住宅の供給を促進 ※
- 大規模災害発生後に多様な被災者が使いやすい応急住宅の確保に向けた事前の備え ※

3 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

情報の入手が困難な人でも同一内容の情報をリアルタイムに取得できるよう、様々な手段によりわかりやすく伝達する。

現 状

※令和3年度末時点

- 都の広報物における点字・音声・字幕・多言語等による情報保障、様々な意思疎通支援事業等を実施
- 手話のできる都民を育成(約1万人)、デジタル技術活用によるコミュニケーション支援、手話言語条例等に基づく普及啓発
- 外出に必要な情報が集約されたUDナビにおいて情報を掲載(約2千施設)
- 都立・区市町村立施設、鉄道駅の車椅子利用者対応トイレ(約9千基)に関するBF情報をオープンデータ化
- まちなかにピクトグラムや多言語で表記した案内サインを設置(R2新規終了)

課 題

※次期計画で追加要素を含む項目

- 面的なバリアフリー状況がわかるバリアフリーマップ等の作成に向けた区市町村の支援
- 都の広報物における手話・音声・字幕・多言語・カラーUD配慮等による情報保障の充実 ※
- UDナビやODカタログサイト等の運営を通じた、施設によるBF情報の発信やオープンデータ化の促進 ※
- 誰もがスマートフォン等のデジタル技術を円滑に利用するための支援 ※
- 障害者や高齢者、外国人旅行者等が安心して東京での滞在を楽しめるよう、アクセシブル・ツーリズムを更に推進
- 世界陸上及びデフリンピック開催を契機としたユニバーサルコミュニケーション技術の普及等 ※

4 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

全ての人が平等に社会参加できる環境について考え、必要な行動を続けるなど、心のバリアフリーを実践できる環境を構築する。

現 状

※令和3年度末時点

- サポート企業連携事業、普及啓発ポスターコンクール等により、都民の「心のバリアフリーの認知度」は5割に上昇（R3調査）
- 障害者の理解促進、子育て世帯の応援、人権問題等に係る普及啓発
- 福祉教育の充実（小中学校1,887校・都立高校191校）、青少年の健全育成
- ヘルプマークなど様々な普及啓発、相談体制の整備等により、多様な人々の社会参加を支援

課 題

※次期計画で追加要素を含む項目

- 多くの都民が社会モデルの考え方を正しく理解し生活の中で実践できるよう、SNS等を活用して広報を強化 ※
- BF設備（障害者等用駐車区画・UDトイレ・誘導用ブロック等）の適正利用に関する普及啓発を強化 ※
- サポート企業等民間事業者による心のバリアフリーや合理的配慮の提供に関する研修等の取組を更に周知 ※
- 学校教育と連携したユニバーサルデザインや心のバリアフリーに関する授業の展開 ※

5 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

想定されるあらゆる場面で要配慮者への対応等が着実に実践できるよう、事前の備えや応急対策の計画立案等を加速させる。

現 状

※令和3年度末時点

- 大規模災害発生時に二次避難所となる社会福祉施設等の耐震化を促進（約93%）
- 区市町村に対して、要配慮者対応や避難所運営に関する指針作成・研修等により支援、ヘルプカード作成・活用を促進
- 要配慮者宅を訪問診断し、災害や日常生活事故に関する指導助言を実施することにより、要配慮者の被害軽減を推進

課 題

※次期計画で追加要素を含む項目

- 避難所となる学校のバリアフリー化（スロープ等による段差解消、車椅子利用者対応トイレ等）の促進 ※
- 要配慮者に対する個別避難計画の作成等に係る区市町村への効果的な支援 ※
- 帰宅困難者対策等と連動して、要配慮者への対応を含めて周知
- より災害や日常生活事故の危険度が高い、要配慮者の訪問診断
- 避難所等における女性・要配慮者等の視点を踏まえた災害用トイレの確保に向けた準備 ※
- 手話・文字、音声、多言語・やさしい日本語、ヘルプカード、コミュニケーションボード等による情報伝達方法準備 ※

1 推進計画の目標と計画期間

(1) 新たな計画策定に向けて

- ・東京2020大会の開催を契機として進展した、ハード・ソフト両面からの様々なバリアフリーの取組を都市のレガシーとして発展できるよう、利用者の参画による環境整備や取組を一層進める必要がある。
- ・障害者権利条約批准を契機とした国内法令の実施状況、障害者の権利に関する委員会の総括所見の趣旨等を踏まえ、多様な人が人権や尊厳を大切にし、お互いの違いを認め合いながら支え合う共生社会の実現を目指すことが重要である。

(2) 目標

都民一人ひとりが生活する場面を想定して、「誰もが、自立した日常生活を営み、自由に移動し、必要な情報を入手しながら、あらゆる場所で活動に参加し、共に楽しむことができる社会」とすべきである。

(2) 計画期間

「令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間」とすべきである。

理由：第13期意見具申「10年後の東京を見据えた新しい日常におけるバリアフリーの推進について」を踏まえ、ハード・ソフト一体的なユニバーサルデザインのまちづくりの取組を加速することができるよう、現行計画と同様に5年とすることが望ましいため

(3) 都における他の計画との関係

福祉のまちづくりは、ユニバーサルデザインの理念に基づき、高齢者や障害者を含めた全ての人を対象にしており、あらゆる施策の中に当然の視点として組み込んでいくことが重要である。また、推進計画の策定に当たっては、福祉のまちづくりを推進する上で必要な施策や他の計画と相互に連携していく必要がある。

2 施策の体系

- 現行計画に基づく事業及び計画期間中に新たに開始した福祉のまちづくりに関する事業について、評価、検証を行った上で、今後の主な課題を整理
- その上で、次期の推進計画において取り組むべき施策の方向性について、検討する
- なお、各施策の推進に当たっては、この体系に基づき、区市町村や事業者、都民とも連携しながら、総合的かつ計画的に取り組む必要がある

I 誰もが円滑に移動できる交通機関や道路等のバリアフリーの更なる推進

II 全ての人が快適に利用できる施設や環境の整備

III 誰でもスムーズに入手できる情報バリアフリー環境の構築

IV 共生社会実現に向けた心のバリアフリーの理解促進

V 誰一人取り残さないための災害時・緊急時の備え

3 スパイラルアップの仕組みによる計画の進行管理

- 計画に盛り込む各事業の目標を設定するとともに、結果だけではなく、プロセス（過程）も重視
- 検証や定期的な評価を行い、それに基づき新たな施策を講じる、スパイラルアップの仕組みによる進行管理が重要
- 検証や評価には、高齢者や障害者等の当事者が参加して、意見を聴取し、行政による事業の評価や都民の意識調査の考察とあわせて、施策や次の計画に反映させるための仕組みづくりが必要
- これらを踏まえ、計画を進める上でのポイントは以下のとおりである。
 - (1) 福祉のまちづくりで目指す社会の共有
 - (2) 高齢者や障害者等の当事者の参加と意見の反映
 - (3) 都民、事業者、行政等が真に一体となった取組の推進

今後のスケジュール

日 程	議 題 等
令和5年3月30日 第1回推進協議会	○ 第14期審議テーマ等の検討 ○ 専門部会の設置
令和5年3月30日 第1回専門部会	○ 検討スケジュール等
令和5年5月19日 第2回専門部会	○ 意見具申に関する検討
令和5年7月26日 第3回専門部会	○ 意見具申骨子に関する検討
令和5年9月予定 (書面開催) 第4回専門部会	○ 意見具申素案の検討
令和5年10月予定 第5回専門部会	○ 意見具申案の検討 ○ 現行推進計画の進捗状況（令和4年度末）報告
令和5年11月予定 第2回推進協議会	○ 意見具申

(注) 日程及び議題は変更の可能性があります。